

## 令和5年度 第14回役員会議事要旨

|          |  |
|----------|--|
| 日時       | 令和5年9月5日(火) 14時31分～15時59分                            |
| 場所       | 大会議室   |
| 出席者      | 空閑学長、松田理事、船水理事                                       |
| 欠席者      | 佐藤理事   |
| 出席オブザーバー | 桃野副学長、木幡副学長、清水副学長、董副学長 (Zoom 出席) 高橋監事、増江監事 (Zoom 出席) |
| 欠席オブザーバー | 大川事務局長・副学長   |

議事に先立ち、前回までの役員会の議事要旨及び発言内容記録については、一部修正することとされた。

### － 議題 －

#### 1 国立大学法人ガバナンス・コード適合状況の更新について

松田理事から、資料1に基づき国立大学法人ガバナンス・コード適合状況の更新について提案があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

##### (主な審議内容)

全ての原則等の適合状況について確認を行ってきた結果、全ての原則について確認済みであることから、公表するための適合状況報告書(案)(経営協議会による確認及び監事による確認を除く。)の内容について協議を行うものである。

資料 1-1 国立大学法人ガバナンス・コード適合状況の更新について

資料 1-2 国立大学法人室蘭工業大学ガバナンス・コード適合状況報告書(案)(公表用)

資料 1-3 国立大学法人室蘭工業大学ガバナンス・コード適合状況報告書(案)(基本原則全体)

資料 1-4 令和5年度策定スケジュール

##### 審議経過(参考)

1. 令和5年7月11日 役員会(協議事項)
2. 令和5年7月19日 経営協議会(審議)
3. 令和5年9月5日 役員会(審議)

－ 協議事項 －

1 大学院博士後期課程担当教員の選考について

学長から、資料2に基づき大学院博士後期課程担当教員の選考について提案があり、協議の結果、原案のとおり教育研究評議会に付議することとされた。

(主な協議内容)

下記3名を、令和5年10月から大学院博士後期課程担当教員(研究指導担当)とする。

- ・もの創造系領域(機械ロボット工学ユニット)准教授 大石 義彦
- ・もの創造系領域(航空宇宙総合工学ユニット)准教授 中田 大将
- ・しくみ解明系領域(システム情報学ユニット)准教授 李 鶴

資料2-1 大学院博士後期課程担当教員の選考について

資料2-2 候補者一覧

資料2-3 教員個人調書 【閲覧制限】

資料2-4 大学院博士後期課程担当教員の資格基準について

2 客員教授及び客員准教授の選考について

松田理事から、資料3に基づき客員教授及び客員准教授の選考について提案があり、協議の結果、原案のとおり教育研究評議会に付議することとされた。

(主な協議内容)

室蘭工業大学客員教授及び客員准教授選考規則に基づき、下記の者3名(新規2名、継続(昇格)1名)を本学客員教授及び客員准教授として選考し、称号を付与する。

【付与期間】令和5年10月1日～令和6年3月31日

【客員教授】

- (1) 田辺 孝由樹(新規:地域連携人材育成センター)
- (2) 相澤 勝明(継続(昇格):クリエイティブコラボレーションセンター)

【客員准教授】

- (1) 佐藤 慎吾(新規:地域連携人材育成センター)

資料3-1 客員教授及び客員准教授の選考について

資料3-2 令和5年度 客員教授及び客員准教授一覧

資料3-3 客員教授推薦書(田辺 孝由樹)【閲覧制限】

資料3-4 客員教授推薦書(相澤 勝明)【閲覧制限】

資料3-5 客員准教授推薦書(佐藤 慎吾)【閲覧制限】

3 国立大学法人室蘭工業大学非常勤職員就業規則の一部改正について

松田理事から、資料4に基づき国立大学法人室蘭工業大学非常勤職員就業規則の一部改正について提案があり、協議の結果、原案のとおり経営協議会に付議することとされた。

(主な協議内容)

道内の最低賃金改定時期である令和 5 年 10 月 1 日から非常勤職員の時間給単価を以下のとおりとする。

事務補佐員、技術補佐員：970 円（1 年目）、1,000 円（2 年目）、1,030 円（3 年目以降）  
本学学生（事務補佐員、技術補佐員）：960 円

資料 4-1 国立大学法人室蘭工業大学非常勤職員就業規則の一部改正について

資料 4-2 非常勤職員就業規則新旧対照表

#### 4 国立大学法人室蘭工業大学役員の給与、退職手当、紀律、旅費に関する規則の一部改正等について

松田理事から、資料 5 に基づき国立大学法人室蘭工業大学役員の給与、退職手当、紀律、旅費に関する規則の一部改正等について提案があり、協議の結果、原案のとおり経営協議会に付議することとされた。

（主な協議内容）

期末特別手当の支給対象である役員は、組織の最上位に位置すること、自己評価による成績評価は客観性に欠けることから、第三者評価をもって行うことが適切と考える。

第三者評価に関しては、大学ランキング等が存在するが、教育・研究及び経営改革の観点から、大学運営を総合的に判断し、かつ毎年度評価が行われる「運営費交付金『成果を中心とする実績状況に基づく配分』」の評価結果（以下「成果配分評価結果」という。）が最も適しており、これをもって期末特別手当を増減することが妥当であると考えている。

資料 5-1 室蘭工業大学役員の給与、退職手当、紀律、旅費に関する規則の一部改正等について

資料 5-2 新旧対照表\_案

資料 5-3 令和 5 年 12 月期以降の役員の期末特別手当における増減基準\_案

資料 5-4 役員の期末特別手当における増減基準\_現行

#### 5 室蘭工業大学学則の一部改正について

松田理事から、資料 6 に基づき室蘭工業大学学則の一部改正について提案があり、協議の結果、原案のとおり教育システム委員会に付議することとされた。

（主な協議内容）

遠隔形式の授業について、履修させることができるとしていた規定（第 12 条第 2 項）の同条内に以下の項を追加。

- ・「第 12 条第 2 項の規定により開設する授業科目については、別に定める。」

資料 6-1 室蘭工業大学学則の一部改正について

資料 6-2 大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドラインについて

資料 6-3 室蘭工業大学学則の一部を改正する学則（案）

資料 6-4 令和 5 年度後期からの遠隔授業の扱いについて

1 大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）の申請結果について

松田理事から、資料7に基づき大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）の申請結果について報告があった。

資料7-1 申請結果

資料7-2 事業計画書

2 令和5年度監事監査計画について

学長から、資料8に基づき令和5年度監事監査計画について報告があった。

資料8 令和5年度監事監査計画

以上